

**令和7年度未来を創る学力向上支援事業に係る
問題データベース（国語、社会、数学、理科、英語）問題作成等委託契約募集要項**

1 趣 旨

大分県が発注する「問題データベース（国語、社会、数学、理科、英語）問題作成等」を委託する事業者の選定に関し、提案競技に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1) 契約名
「令和7年度問題データベース（国語、社会、数学、理科、英語）問題作成等委託契約」
- (2) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (3) 業務概要
別紙「委託仕様書」のとおり
- (4) 委託限度額
31,926,400円（消費税込み）
- (5) 契約方法
随意契約
※根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を準用する。
随意契約ガイドライン1ー（19）
（随意契約理由）提案競技による。
- (6) 本事業は現在予算要求中であり、委託事業の実施については予算成立が条件となる。

3 参加資格

次の基準をすべて満たしている者

- (1) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (2) 書類の提出期限において、現に大分県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員が役員となっている事業者
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結している者
カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務の遂行にあたり、申請者からの要望や県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

4 応募方法

- (1) 提出書類等
以下の①を1部、②～④を8部提出すること。②～④は様式任意とする。
① 提案競技参加申込書（様式1）
② 企画提案書
③ 見積書
④ 会社概要等、この事業を担当する体制を示すもの
- (2) 提出期限
①の提案競技参加申込書（様式1）については
令和7年2月12日（水）17時00分必着（メール・FAX可）
②～④の書類については、令和7年2月13日（木）17時00分必着

- (3) その他
- ① 応募書類等は返却しない。
 - ② 応募及び審査会に係る費用は応募者の負担とする。
 - ③ 企画提案書の提出は郵送又は直接持参とする。
 - ④ 質問受付期間は令和7年2月7日(金)までとし、質問があった場合、随時、回答を大分県教育委員会ホームページに記載する。

5 提案競技審査会について

- (1) 日 時
令和7年2月19日(水) ※時刻については別途連絡する。
- (2) 場 所
大分県庁舎別館86会議室
- (3) 提案方法
1社につき持ち時間20分以内とし、企画書についての説明を行う。

6 審査方法及び結果通知

- (1) 審査方法
以下の選定基準に照らし、最もふさわしい問題データベースを採用する。
- 【システムについて】
- ① 利用者が画面上で必要な問題を選択して、1枚のオリジナルプリントを作成、印刷できる。
 - ② 一度の操作により、用紙の表に問題、裏に解答を同時に印刷することができる。
 - ③ 単元内の全てのプリントを、一度の操作により、一括して印刷することができる。
 - ④ 学習プリントについて、大分県教育委員会の要望に対応し、プリント内容の修正、変更に応じることができる。
 - ⑤ 中学校のどの学年の生徒も、全学年全てのプリントが利用できる。
 - ⑥ 各市町村教育委員会もシステムが利用できる。また、使用物件の確認等のため、大分県教育委員会もシステムが利用できる。
- 【メニューについて】
- ① 同一単元で難易度の異なる学習プリントを提供できる。
 - ② 各社教科書に対応した検索が可能である。
- 【学習プリントの内容について】
- ① 全学年における合計が3350枚以上であること。
 - ② 解答に解説を掲載している。
- 【その他】
- ① 契約期間中、利用者は出力された学習プリントを複写して利用することができる。
 - ② 学校別の利用頻度データを、大分県教育委員会及び当該学校を所管する市町村教育委員会に電子データで提供できる。ただし、委託業務で知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
 - ③ 使用方法等について、市町村教育委員会及び学校等が要望する場合は、説明業務を行う。
 - ④ システムに障害が起こった場合、速やかに対応できる。
- (2) 結果通知
審査結果は提案競技参加団体に文書で通知する。

7 契約

審査結果に基づき、最上位者と契約する。ただし、企画書の提出期限後に契約予定者が参加資格の条件に該当しなくなった場合、大分県の指名停止の措置を受けた場合、又は辞退を申し出た場合は、次順位以降の者と契約を締結することがある。

8 問い合わせ及び提出先

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁義務教育課学力向上支援班
Tel (097) 506-5519 Fax (097) 506-1795
E-mail: ninomiya-kengo@oen.ed.jp